

東京青年司法書士協議会会則

第1章 総 則

第1条（名 称）

本会は、東京青年司法書士協議会と称する。

第2条（目 的）

本会は、法曹人たる自覚にたつ青年司法書士が切磋琢磨し、司法書士制度の改善・進歩発展に寄与することを目的とする。

第3条（事 業）

本会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- ① 司法書士制度の調査・研究並びに改善
- ② 法令の調査・研究並びに発表
- ③ 関連機関への建議
- ④ 全国の青年司法書士及びその団体との連絡・協議
- ⑤ 会員相互の親睦
- ⑥ その他、本会の目的を達成するために必要な事項

第4条（事務所）

本会は、事務所を会長の事務所に置く。

第2章 会 員

第5条（会 員）

- 1 司法書士で本会の目的に賛同し、入会の申込みをした者を正会員とする。
- 2 司法書士となる資格を有し本会の目的に賛同し、入会の申込みをした者を準会員とする。
- 3 45歳以上の司法書士または司法書士となる資格を有する者で本会の目的に賛同し、賛助会員として入会の申込みをした者を賛助会員とする。
- 4 幹事会において会員として不適当と認めた者は、総会の決議により退会させることができる。

第3章 会の機関

第1節 総会

第6条（総会）

- 1 総会は、正会員及び準会員で組織し、定時総会と臨時総会とする。
- 2 定時総会は、毎年会計年度終了の翌日から3カ月以内に、臨時総会は必要に応じて会長がこれを招集する。
- 3 前項の招集通知は、会日の1週間前までに書面（FAXを含む）をもってするものとする。

第7条（総会の決議事項）

次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- ① 事業計画に関する事項
- ② 予算、決算に関する事項
- ③ 会則の制定及び変更に関する事項
- ④ 役員の選任及び解任に関する事項
- ⑤ 会員の除名に関する事項
- ⑥ 役員会において総会に附議すべき旨を決議した事項
- ⑦ 総会において相当と認め、議決した事項

第8条（議決の要件）

総会の決議は、出席した会員の議決権の過半数で決する。但し、可否同数の時は議長がこれを決する。

第9条（議長）

総会の議長は、総会において正会員及び準会員で役員でない者の中からこれを選任する。

第2節 役員及び役員会

第10条（役員）

本会に次の役員を置く。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 12名以内
- ③ 幹事 24名以内

- ④ 会計 1 名
- ⑤ 監査 1 名
- ⑥ 事務局長 1 名
- ⑦ 事務局次長 若干名

第 1 1 条（役員の選任及び任期）

- 1 会長・副会長・会計・監査・事務局長は、総会において正会員の中からこれを選任し、幹事・事務局次長は、総会において正会員及び準会員の中からこれを選任する。
- 2 副会長・事務局長は、前項及び第 7 条第 4 号の規定にかかわらず、幹事会において正会員である幹事の中からこれを選任することができる。
- 3 事務局次長は、本条第 1 項及び第 7 条第 4 号の規定にかかわらず、幹事会において正会員及び準会員である幹事の中からこれを選任することができる。
- 4 副会長はその互選により、会長代行 1 名を選任することができる。
- 5 役員の任期は、就任後第 1 回目の定時総会の終了のとき迄とする。但し、再任を妨げない。

第 1 2 条（役員の職務）

- ① 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- ② 会長代行は、会長の指示によりその職務の一部を代行し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- ③ 副会長は、会長を補佐し、規則の定めるところにより会務を分掌し、幹事を指導する。
- ④ 幹事は、会務の執務に協力する。
- ⑤ 会計は、会の経理を処理する。
- ⑥ 監査は、会の経理を監査する。
- ⑦ 事務局長は、総務に関する事務を行い、事務局次長はこれを補佐する。

第 1 3 条（幹事会）

- 1 幹事会は、監査を除く役員で組織し、会長がこれを招集する。
- 2 幹事会の議長は、互選により、会長または副会長の中から選任する。

第 1 4 条（幹事会の職務）

下記の事項は、幹事会の職務に属し、議決を経なければならない。

- ① 事業計画に関する事項
- ② 総会に附議すべき事項
- ③ 各種規則の制定及び変更に関する事項

- ④ 会員の身分に関する事項
- ⑤ 本会則において幹事会の決議が必要とされている事項
- ⑥ その他会務の執務に関する事項

第15条（議決の要件）

第8条の規定は役員会に準用する。

第4章 会 計

第16条（会計年度）

本会の会計は、1月1日から12月31日とする。

第17条（経 費）

本会の経費は、会費・寄付金・その他雑収入をもってこれに充てる。但し、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

第18条（会費）

- 1 正会員、準会員の会費は、年額24,000円とする。
- 2 前項の規定に関わらず、正会員、準会員ともに、その者の司法書士試験合格日を含む2会計年度の間は、会費を無料とする。
- 3 毎年1月1日現在の会員は、その年の2月末日までに第1項の会費を納入しなければならない。
- 4 会計年度の途中で入会した会員（第2項に規定の無料の会員を除く）は、入会した月の翌月から12月までの月数に2,000円を乗じた額を入会した日から1ヵ月以内に納入しなければならない。
- 5 賛助会員は年額金20,000円以上とする。
- 6 会費は次の方法により納入する。
 - ① 会費は、一括納入を原則とし、会計の定める金融機関への口座振込みまたは会計への現金支払いの方法による。
 - ② 会員は、会計に会費の分割納入を申し出ることができる。但し、申し出は理由を付した文書をもってしなければならない。
 - ③ 会計は、前項の申し出に理由があると認めるときには、適当と認める回数での会費の分割納入を許すことができる。但し、第1回の納入額は、全青司会費以上の額とする。
 - ④ 会費を所定の期限までに納入せず、本会から会費支払の催告を2回受けた会員が、2回目の催告期限までに会費を納入しないときは、本会を退会したものとみなす。

⑤ 前号により会員資格を喪失した者が、その後未納会費を納入したときには、その納入の日から会員資格を取得する。

7 本会の会員であって、全国青年司法書士協議会（以下「全青司」という）に加盟する本会以外の単位青年司法書士協議会に所属する者の会費については、会員からの申し出により、幹事会の決定で、全青司会費相当額の減額をすることができる。

8 本会の会員であって、妊娠した会員の会費については、当該会員からの申し出により、幹事会の決定で、当該申請のあった日の属する年度の会費に限り、助成することができる。

第19条（補助金）

1 本会は、会員が全国研修会等へ参加する場合、幹事会の承認を得て、その登録料・旅費等の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の支給に関して必要な事項は、別に規則で定める。

第20条（役員の活動費）

1 本会は、役員に対し、その活動費を支払うことができる。

2 前項の支払額等の細目の決定は幹事会の決議によるものとする。

附則 1.

本会則は、昭和44年1月10日より施行する。附則

1. 本会則第5条は、昭和50年1月23日より施行する。

附則 1.

本会則第18条は、昭和58年1月17日より施行する附則

1. 本会則第19条は、平成元年2月6日より施行する。

附則

1. 本会則第18条及び第19条は、平成5年2月17日より施行する。

附則

1. 本会則第5条第2項は、平成6年2月19日より施行する。

附則

1. 本会則第3条、第5条、第6条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第16条、第18条及び第20条は、平成11年2月27日より施行する。

附則

1. 本会則第5条及び第18条は、平成20年2月22日より施行する。

附則

1.

本会則第5条第1項は、平成21年2月20日より施行する。附則

1. 本会則第5条及び第18条は、平成22年2月19日より施行する。

附則

1. 本会則第11条第1項、第2項、第3項及び第12条第3号、第6号、第7号は、平成23年2月25日より施行する。

附則

1. 本会則第18条第8項は、平成24年2月24日より施行する。

附則

1. 本会則第19条は、平成26年2月18日より施行する。

附則

1. 本会則第18条は、令和8年1月1日より施行する。